

輸出関連規制に関する非該当製品リスト

【判定項目】

輸出貿易管理令別表第1、別表第2
米国輸出管理法 再輸出規制(EAR)

令和6年2月1日施行の政省令等対応

本リストは昇圧コイル(弊社製品)について令和6年2月1日施行の「輸出貿易管理令」別表第1第1項から第15項、別表第2、及び「米国輸出管理法」再輸出規制に基づき判定した「非該当」もしくは「対象外」の弊社製品です。

輸出に関与される方々の輸出管理関連資料として、また御社内の管理用としてご利用ください。

なお、本リストの情報は予告なく変更される場合がありますので、都度ご確認くださいようお願いいたします。

弊社製品は全て、「輸出貿易管理令」別表第1の第16項で規制される製品です。キャッチオール規制の許可取得要件(客観要件、インフォーム要件)に該当する場合は、事前に経済産業大臣の許可が必要です。

■該非判定の通知書

本リストに記載されていない弊社製品についての「該非判定通知書」をご要望の場合は、貴社担当の営業にお問い合わせください。

確認後、「該非判定通知書」を発行いたします。

パナソニック インダストリー株式会社
デバイスソリューション事業部
輸出管理担当部門

判定日: 2024年2月1日

製品区分		輸出関連規制の判定							
製品品目の名称	弊社品番 (x は英数字)	輸出貿易管理令別表第1				輸出貿易管理令別表第2		EAR規制リスト	
		第1項から第15項		第16項		該非判定	判定項番	ECCN	判定理由
該非判定	判定項番	該非判定	判定理由	該非判定	判定項番				
固定インダクタ (昇圧コイル) FIXED INDUCTOR (VOLTAGE STEP-UP COIL)	ELT3KNxxxxx	対象外	対象項番なし	該当	関税定率法別表第85類 HSコード 8504.50	対象外	対象項番なし	対象外	米国原産部品および米国規制技術を使用して製造した製品ではありません

(“x”には一つ以上の英数字が入る)